

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|----------------------------|-------------------------|--|
| 許認可等の内容 | | 児童手当の支給要件 |
| 根拠法令及び条項 | | 児童手当法第4条 |
| 所管部課係名 | | こども未来部こども給付課給付係 |
| 審 査 基 準 | 関係条項 | <p>児童手当の支給要件に該当する者は、児童手当の支給を受けようとするときには、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>ただし、認定の請求を行ったものの、下記の要件に該当しない場合又は添付書類に不備があり、保留通知書の送付後に、正当な理由なく、期限（通知からおおよそ3か月）までに提出されない場合、その請求が却下され、手当の支給を受けられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格 児童手当は次のいずれかに該当する者に支給する。 (1)一般受給資格者 <ul style="list-style-type: none"> ① 父又は母 ② 未成年後見人 ③ 父母指定者 ④ ①～③のいずれにも監護されず、生計も同じくしない支給要件児童を監護し、生計を維持するもの (2)施設等受給資格者 <ul style="list-style-type: none"> ① 小規模居住型児童養育事業を行う者 ② 里親 ③ 障がい児入所施設の設置者 ④ 指定医療機関の設置者 ⑤ 乳児院の設置者 ⑥ 児童養護施設等の設置者 ・支給要件 児童手当は受給資格を有し、下記の要件を満たすものに支給する (1)住所要件 「日本国内に住所を有すること」 (2)監護・生計要件 「児童を監護し、その児童と一定の生計関係にあること」 |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | |
| 期 標 準 処 理 間 | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更） |
| 期 標 準 処 理 間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 約1か月 |
| | 設定等年月日 | 平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更） |

